

# 卒業後進路 フローチャート

## 将来の夢 (卒業後の進路)

### 就職したい

- すでに仕事が決まっている
- 高校の先生に相談中
- まったく決まっていない

就労支援員、HJ-ワークの紹介、かながわ若者就職支援センター（Ⅳ 中学卒業後の社会生活支援プログラム 資料2）

**生活保護上の扱いについて**

- 世帯について**
  - 今の世帯で就職するとき**

仕事で得た給料は、世帯の認定として扱います。(収入認定)基礎控除、新規就労控除、未成年控除があります。

働きながら勉強をしたい場合は夜間大学等に通う方法もあります。
  - 転出するとき**

別世帯となります。
- 支給できるもの**
  - 求職活動**

求職活動のための交通費を支給できます。
  - 就職支度**

就職が確定した場合、仕事に直接必要な衣服、履物等の購入費用を支給できます。
  - 免許・資格取得**

以下の場合、費用が支給されることがあります。

    - ・高校の授業に関連のある資格試験を受ける場合。
    - ・就職先が内定し、就労先で自動車運転免許が必要な場合。

### 進学したい

**生活保護上の扱いについて**

- 世帯分離**

※世帯分離について保護費は支給されないが、アルバイト収入等の申告の必要もない。但し、その収入が就学費用と生活費を上回る場合、扶養履行。

※大学・短大に進学する場合は、次の貸与金・給付金を受ける必要があります。

  - ・日本学生支援機構
  - ・国の補助を受けて行われている就学資金貸与事業
  - ・地方公共団体が実施する就学資金貸与事業
- 進学準備給付金**

大学等に進学した場合に、進学準備給付金の給付申請を行うと、新生活の立ち上げ費用として自宅外から通学する場合には30万円、自宅から通学する場合は10万円の進学準備給付金が支給されます。

- <学校の種類について>
- ◎学校教育法一条校
    - ・小学校 ・中学校 ・高等学校
    - ・中等教育学校 ・特別支援学校
    - ・大学(大学院、短期大学含む)
    - ・高等専門学校(高専)・・・中卒後に入学  
修業年限5年 卒業後は進学士(短大卒と同等)
  - ◎学校教育法一条校以外
    - 専修学校
      - ・高等専修学校・・・中卒後に入学
      - ・専門学校(専門課程)・・・高卒後に入学
      - ・専修学校(一般課程)・・・高卒後に入学
    - 各種学校
      - 一条校と専修学校を除く学校で、学校教育に類する教育を行う学校
      - 無認可校は含まない
      - 看護系、服飾系、料理系、自動車教習所
      - 予備校、インターナショナルスクール等
  - ◎その他の学校
    - 上記以外の学校

- 大学・短期大学
- 専修学校
- その他の学校

### 学費はどのくらいかかりますか

<1人当たり年額>

私立大 入学金 25~35万円 授業料(文系)約80万円 授業料(理系)約100万円 施設・設備費 約20万円 受験料(1校) 35,000円	国公立大 入学金 約28万円 授業料 約54万円(文理とも) 受験料 2科目以下 12,000円 共通テスト 3科目以上 18,000円
--	--

その他  
交通費、実験実習費、学生会費、後援会費、同窓会費、保険料など、学校によって20万~30万円程かかります。

楠旺文社 大学受験パスナビより

### 自己資金はありますか

- 学費を賄うだけの貯えが十分ある
- 貯えが不足している

- 親族に援助してもらう
- 貸付金・給付金を希望する

- 高等教育の修学支援新制度**

令和2年度からスタート  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)
- 日本学生支援金**

日本学生支援機構が行っています。給付型と貸付型があります。貸付型には、無利息と利息付があり、返還する必要があります。
- 母子父子寡婦福祉資金**

県が行っている、母子家庭等に対する貸付です。修学資金(授業料等)と就学支度資金(入学金等)があり、無利息です。返還する必要があります。
- 社協生活福祉資金**

以下のことを確認してください。

  - ①日本人の保証人はいますか。
  - ②返済する意思、返済の見込み。本人の自立や卒業後の仕事、生活設計、母親(父親)の意向など、いろいろな面から考えてみてください。
  - ③本人(子ども)が借受人となる場合があります。
- 大学が実施する貸付金・給付金等**

社会福祉協議会が行っている貸付です。教育支援費(授業料等)と就学支度費(入学金等)があり、無利息です。返還する必要があります。

保護の実施機関が必要と認めるものとなります。